

那須塩原市農業委員会

第13回総会議事録

令和6年7月25日(木)

ハロープラザ第2・3会議室

1. 開催日時：令和6年7月25日（木）午後1時30分～午後2時11分

2. 場 所：ハロープラザ第2・3会議室

3. 出席委員：19名

会長	7	加藤 拓央	委員	10	月井 喜美郎
会長職務代理者	14	金田 廣衛	〃	12	木下 久雄
委員	1	石崎 清	〃	13	神藤 芳定
〃	2	秋元 誠	〃	15	辻野 岩男
〃	3	菊地 喜芳	〃	16	菊地 瞳
〃	4	槌江 栄作	〃	17	松本 忠太
〃	5	君島 良一	〃	18	一戸 養子
〃	6	高瀬 和夫	〃	19	菊地 寿行
〃	8	室井 孝美	〃	20	白井 通
〃	9	斎藤 栄			

4. 欠席委員：岡本 利江委員

5. 議事録署名人の指名：議席番号 8 番 室井 孝美委員、9 番 斎藤 栄委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6) 議案第6号 非農地証明願いについて
- 7) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 8) 議案第8号 令和7年度農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業施策並びに予算に関する要望事項(案)の承認について
- 9) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 10) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）

7. 事務局職員

事務局長	室井 勉	主事 藤田 なな
局長補佐兼農政係長	織田 暢子	
農地係長	上野 純宏	

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第13回総会を開会いたします。 今回の欠席委員は、岡本利江委員です。 在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので、総会は成立していることを報告いたします。 次に、「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき議長が指名することで、御異議はございませんか。 《異議なしの声、多数》
神藤芳定委員	異議なし多数と認め議席番号8番室井孝美委員と9番斎藤栄委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、神藤芳定委員の報告を求めます。 議案第1号、番号1番について報告します。農地を売買する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、7月10日、午後1時頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市立南小学校より北東へ約500メートルに位置しています。 譲受人が申請に至った理由は、以前から自宅近くで規模拡大を考えていて、申請地の話を聞き所有する農地と隣接しているため、今回の申請に至ったとのこと。 譲受人が所有する農地の利用状況は、水稻180アール、花木200アールを作付けしています。 申請地の耕作予定は、水稻3,817平方メートル、花木406平方メートルを作付けする予定です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号1番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、神藤芳定委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、石崎清委員の報告を求めます。
石崎清委員	議案第2号、番号1番について報告します。 申請地をアパートとして転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、旧箒根中学校跡地より北へ約550メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地は周辺が宅地に隣接しており、長い間農地として利用していない土地であり、今後の資産形成を目的にアパート経営することを計画したことから、本申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地にアパートを建築する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内浸透処理とします。 周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、7月22日、午前10時頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》

金田廣衛委員

議長

菊地瞳委員

議長

金田廣衛委員

無いようですので、石崎清委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」を議題といたします。

番号1番について、金田廣衛委員の報告を求めます。

議案第3号、番号1番について報告します。

令和5年10月27日に取得した農地転用許可について、許可処分の取消の願い出です。

願い出内容は、議案書記載のとおりです。

願い出地は、戸田自治公民館より北東へ1.3キロメートルに位置しています。

現地調査は、7月23日、午前9時50分頃に行いました。

キャンプ場の建設、運営を計画していましたが、資金不足により創業不可となり、賃借契約を解除したため、許可を取消したいとのことです。

現地を確認しましたが、耕作ができる状況であるため、取り消しは可能であると判断いたしました。

番号1番の願い出は、地元調査員及び現地調査班としては取り消し相当として、報告を終わります。

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田廣衛委員の報告は取消相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については取消することに決しました。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

番号1番について、菊地瞳委員の報告を求めます。

議案第4号番号1番について報告します。

本件は令和6年6月25日に取得した農地転用許可について、事業区域を変更して事業を実施するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立大原間小学校より南へ約400メートルに位置しています。

変更の理由は、許可後、隣接地に住宅建築を計画している者から敷地境界の変更の申し入れがあり、やむを得ず土地利用計画が変更になったため、改めて分筆をし直し、事業を実施するため本申請に至ったものです。

現地調査は、7月23日、午前10時30分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地瞳委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更を承認することに決しました。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、金田廣衛委員の報告を求めます。

議案第5号、番号1番について報告します。

賃貸借により店舗として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立黒磯北中学校より東へ150メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、賃借人は岩手県に本店を置き、ドラッグストアを経営する法人で、関東への進出、店舗拡大を推進しているとのことです。

	申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地にドラッグストアを建築する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は地下浸透施設により処理します。 周囲に境界ブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、7月23日、午前9時15分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長 上野農地係長	番号1番について、事務局から補足願います。 番号1番について補足します。 本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。また、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は都市計画法の許可日と同日となります。以上です。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。
菊地寿行委員	番号2番について、菊地寿行委員の報告を求めます。 議案第5号番号2番について報告します。 使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立青木小学校より北東へ約1.9キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、現在譲受人は、市内のアパートに妻と暮らしており、将来のことを考え、実家の農業の手伝いを行う予定としていることから、実家の敷地内に家の建築を母に相談したところ、利用しても良いと承諾を得たので、今回の申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。 本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。 雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。 周囲に土羽を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しております。 現地調査は、7月23日、午前9時30分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長 松本忠太委員 上野農地係長	報告が終わりました。 番号2番について、質疑、御意見はございますか。 備考欄に始末書添付とあるのですが、どんな内容ですか？ こちらの申請につきましては、現在の譲渡人、土地所有者が2名お持ちして、2名共それぞれに農地の一部を宅地又は進入路として以前から使用していたということで、本来であれば農地法の手続きを取らないといけないところを、知らなかったということで、今後はこのようなことがないように注意しますとする始末書が添付されております。以上です。
議長	他に、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

齋藤栄委員	番号3番について、齋藤栄委員の報告を求めます。 議案第5号、番号3番について報告します。 使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立西小学校より東へ約1キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人は現在実家近くの借家に住んでおりますが、子供が産まれたことから、住宅の建築を計画し、今回の申請に至ったものです。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。 本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 水道は市の施設を利用し、汚水排水は集落排水を利用します。 雨水排水は敷地内自然浸透処理とします。 周囲にブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しております。 現地調査は、7月22日、午前9時15分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号3番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、齋藤栄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。
神藤芳定委員	番号4番について、神藤芳定委員の報告を求めます。 議案第5号、番号4番について報告します。 売買により進入路として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原駅より北西へ約1キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は、所有している土地が窪地のようになっていたため、隣接している土地を買受け、道路を造成しましたが、高低差があり車が回転出来ず、出入りが難しい状態となっております。現在の道路を拡幅して進入路として利用したいと思い申請に至ったとのことです。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。 本件は既存面積の2分の1未満の敷地拡張であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に進入路を造成する内容となっています。 上下水道は利用せず、雨水排水は自然浸透処理とします。 周囲に畦畔を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、7月23日、午前10時55分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号4番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、神藤芳定委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。
菊地瞳委員	番号5番について、菊地瞳委員の報告を求めます。 議案第5号、番号5番について報告します。 売買により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立大原間小学校より南へ約400メートルに位置しています。

	申請に至った経緯は、現在借家住まいをしています、近々一人暮らしの妻の母親を迎え同居することや、また将来の家族構成を考え、自分の住宅を建築したいという思いがあり、申請地は上下水道も完備され、近くにスーパーや学校、駅にも近く最適であるということです。 申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内自然浸透処理とします。 周囲にブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、7月23日、午前10時30分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号5番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地 瞳委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
神藤芳定委員	異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。 次に、議案第6号「非農地証明願いについて」を議題といたします。 番号1番について、神藤芳定委員の報告を求めます。 議案第6号、番号1番について報告します。 非農地証明の願い出です。 願い出の内容は、議案書記載のとおりです。 願い出地は、旧大貫小学校より北へ約1キロメートルに位置しています。 現地調査は、7月22日、午前9時30分頃に行いました。 願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、国土地理院の空中写真が添付されています。 提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員及び現地調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、神藤芳定委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
菊地寿行委員	異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。 番号2番について、菊地寿行委員の報告を求めます。 議案第6号、番号2番について報告します。 非農地証明の願い出です。 願い出の内容は、議案書記載のとおりです。 願い出地は、那須塩原市立青木小学校より北東へ約1.9キロメートルに位置しています。 現地調査は、7月23日、午前9時30分頃に行いました。 願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、建物の全部事項証明書及び国土地理院の空中写真が添付されています。 提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員及び現地調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》

	無いようですので、菊地 寿行委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
神藤芳定委員	異議なし多数と認め、番号２番については証明することに決しました。 番号３番について、神藤芳定委員の報告を求めます。 議案第６号、番号３番について報告します。 非農地証明の願い出です。 願い出の内容は、議案書記載のとおりです。 願い出地は、那須塩原駅より北へ約２００メートルに位置しています。 現地調査は、７月２３日、午前１０時４５分頃に行いました。 願い出地の現況は宅地となっており、２０年以上耕作されなかったことを証する書類として、建物の全部事項証明書及び土地評価証明書が添付されています。 提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第２条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員及び現地調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号３番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、神藤芳定委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、番号３番については証明することに決しました。 次に、議案第７号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
上野農地係長	議案第７号について説明します。 農業経営基盤強化促進法の規定によりまして、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。 議案書８ページから１０ページまでが「利用権設定関係」の案件で６件、合計面積は６６，０４１平方メートルとなります。この内１０ページの４件、８，３３７平方メートルが中間管理事業の対象となります。続いて１１ページ、１２ページが「所有権移転関係」の案件で３件、面積は、３１，２３４平方メートルとなります。 調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとの報告であったことから、事務局としても市長への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、議案第７号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第８号「令和７年度農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項（案）の承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
織田局長補佐	それでは追加資料の別冊１をご覧ください。 栃木県農業会議より、令和７年度農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望書の提出を依頼されており、委員の皆さまと認定農業者の会から御提出いただきました要望事項を取りまとめいたしました。内容につきましてご説明いたします。
	１ 遊休農地の解消について 条件不利農地の遊休化を防止するための施策についての要望です。
	２ 農業後継者の育成・確保対策の拡充について 将来の農業を担う新規就農者への支援策についての要望です。
	３ 鳥獣被害の対策について

	野生鳥獣による農作物の被害をなくすため、捕獲に対する支援策についての要望です。 4 水田活用直接支払交付金の見直しについて こちらは昨年同様の要望となります。 交付対象要件の緩和を国に働きかけるよう要望するものです。 5 県北地域の農産物における付加価値の向上対策について 県北地域の水田は美味しいお米の産地であることから、今後は海外の富裕層に向けた質の高い品種の開発や栽培技術の向上、販売戦略について検討を要望するものです。 6 米価高騰と需給バランスの検証と考察について 現在の米価高騰が一過性のものなのか、米価高騰と需給バランスについて、有益かつ正確な情報の提供を要望するものです。 説明は以上となります。この6項目について要望書を県の方に提出してよろしいか御審議くださいますようお願いいたします。
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、議案第8号は原案のとおり決定しました。 次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
上野農地係長	追加資料別冊2をご覧ください。 県農業会議常設審議委員会に諮問し、許可相当の意見答申があったものについて、会長の専決許可処分をした案件は、6月中に5条許可が2件で、いずれも他法令と同日許可としております。以上です。
議長	報告が終わりました。 このことについて、御意見ございますか。 《特に意見なし》
議長	意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。 次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
織田局長補佐	それでは別冊3をご覧ください。 この報告は相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされております。6月の届出の状況につきまして御報告するものです。 6月は相続を原因とした権利移動の届出を5件受理いたしました。いずれも相続後の耕作に支障はない、ということで、農業委員会によるあっせんを希望するケースはございませんでした。報告は以上です。
議長	報告が終わりました。 このことについて、御意見ございますか。 《特に意見なし》 意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。 以上で全ての議事が終了いたしました。 慎重に御審議いただきありがとうございました。 これをもちまして、那須塩原市農業委員会第13回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

8 番

議席番号

9 番
